

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 所得税の
更正等取消請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・桑名税務署長

平成21年5月26日棄却・不受理・確定

（第一審・津地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成20年2月28日判決、本資料258
号－48・順号10906）

（控訴審・名古屋高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成20年10月16日判決、本資料
258号－193・順号11051）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項
所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる
法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められ
ない。

平成21年5月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 近藤 崇晴

当事者目録

上告人兼申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	瀬辺 勝
被上告人兼相手方	桑名税務署長 藤原 忠弘
同指定代理人	武藤 政男